

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第65号）（行財政局人事部給与課）

諸般の状況により、次のとおり、現在実施している職員の給与の額の特例措置の期間を延長することとしました。

- 1 市長、副市長及び常勤の監査委員の給料及び地域手当の額並びに公営企業の管理者、教育長、局長相当の職にある者、部長相当の職にある者、課長相当の職にある者及び指定職給料表の適用を受ける者の給料の額の減額措置を講じる期間の延長

| 改正前 | 改正後 |
|--------------|--------------|
| 平成23年3月31日まで | 平成24年3月31日まで |

- 2 その他の職員の給料の額の減額措置を講じる期間の延長

| 改正前 | 改正後 |
|--------------|---------------|
| 平成23年3月31日まで | 平成23年12月31日まで |

- 3 市長、副市長及び常勤の監査委員の期末手当の額の減額措置を講じる期間の延長

| 改正前 | 改正後 |
|---------------------|---------------------|
| 平成22年12月までの間に支給するもの | 平成23年12月までの間に支給するもの |

この条例は、平成23年3月23日から施行することとしました。

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 65 号

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日（第4号及び第5号に掲げる職員にあつては、平成23年12月31日）」に改める。

第3条中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

第4条中「、平成22年6月及び同年12月」を「から平成23年12月までの間」に改める。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)